

2026年度

# 輸送の安全に関する 情報の公開について

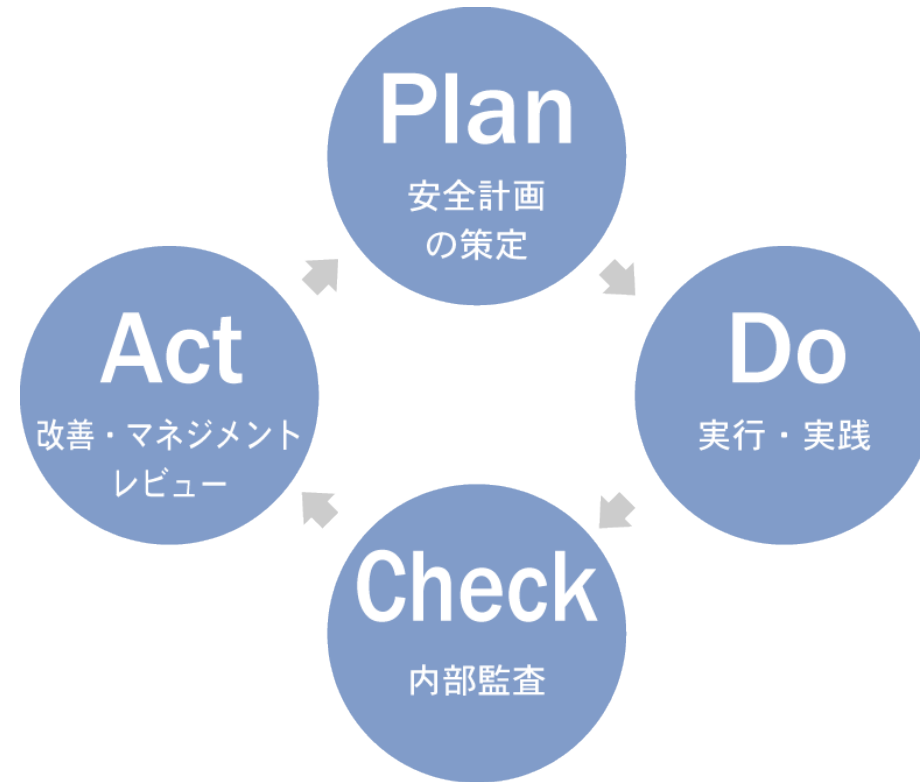


エイチ・ビー観光株式会社

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により、道路運送法が改正されたことに伴い輸送の安全を確保するために守るべき事項を定めた「安全管理規程」を策定し、この規定に基づき輸送の安全に関する

計画 (Plan) ⇒ 実行 (Do) ⇒ 評価 (Check) ⇒ 改善 (Act)

を継続して行い、常に業務を改善することで輸送の安全確保及び輸送の安全性向上に努めております。



旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項に基づき、輸送の安全に関する情報を公開いたします。

# 目 次

---

## 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本方針
2. 2026年度輸送の安全に関する目標
3. 2025年度事故抑止目標に対する達成状況と2026年度事故抑止目標
4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
5. 安全管理規程
6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置
10. 安全統括管理者に係る情報

# 運輸安全マネジメントに関する取組みについて

平成27年度より【安全方針】を策定。

1. 使命である安全輸送の最優先
2. 関係法令の遵守
3. 安心・快適な輸送サービスの提供

上記方針のもと、安全輸送を第一とし、社員一丸となり安全に関する取組みを実施して参ります。

## 安全方針

### 1. 使命である安全輸送の最優先

バス事業の運営に輸送の安全確保が最も重要であり、最大の使命とする

### 2. 関係法令の遵守

安全への確保において、関係法令の遵守及び執務の厳正に務める

### 3. 安心・快適な輸送サービスの提供

お客様への安全・快適のサービスを提供し、地域に貢献する

輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善（Plan,Do,Check,Act）を確実に実施する。

平成27年5月1日

代表取締役 内澤 博昭

## 1. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全を確保するため主導的な役割を果たしています。また、現場からの安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図っています。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めると共に、輸送の安全に関する情報を積極的に公表しています。

## 2. 2026年度輸送の安全に関する目標

### 重点目標

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ①交通事故（人身・物損）の撲滅 | ②飲酒運転の撲滅      |
| ③薬物乱用の撲滅        | ④バスジャック・テロの対策 |
| ⑤苦情の撲滅          |               |

### 3. 2025年度事故抑止目標に対する達成状況と2026年度事故抑止目標

(1) 2025年度の事故抑止目標に対する達成状況

2025年度	有責事故件数 【抑止目標】	第一当事者となる 有責事故発生件数
貸切バス	0件	0件
乗合バス (定期観光)	0件	0件

(2) 2026年度の事故抑止目標

2026年度	第一当事者となる有責事故抑止目標（含む物損事故）
貸切バス	0件
乗合バス (定期観光)	0件

※会社全体としての統一目標です。  
営業所等においては会社統一目標を基本として個別目標を定めています。

## 4. 自動車事故に関する統計

2025年度 事故報告規則第2条に基づく報告内容		
規定	自動車事故 第2条 抜粋	件数
第3号	死者又は重傷者を生じたもの	0件
第9号	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
第11号	自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件
	合計	0件

## 5. 安全管理規程

別紙のとおり定めて国土交通省に報告しております。  
(ホームページ内「安全管理規程」参照)

## 6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

---

### 【函館バス株式会社と合同による各取り組みを実施】

#### (1) 2025年度に輸送の安全のために講じた主な措置

##### ① 安全運転研修の実施

バスの運転に必要な高度な技能と知識を習得させるため、外部施設である安全運転中央研修所に乗務員を入校させ安全運転技能等の向上を図りました。

##### ② 管理職等による街頭啓発活動の実施

バス乗務員や一般ドライバーに対し悲惨な交通事故防止を図ることを目的として、通勤時間帯の乗降客が多いバス停留所等で管理職による街頭啓発活動を行い交通事故防止を図りました。

##### ③ 経営トップなど取締役員による訓示

全営業所等が実施する運転者研修会に経営トップなど取締役員が参加し訓示を行い事故防止に努めました。

(2) 2026年度に輸送の安全のために講じようとする措置（計画）

① 輸送の安全に関する取組

安全に関する取組みを継続し、PDCAサイクルを活用する等して改善を図ります。

② 安全確認の徹底

右左折時の巻き込み防止、指差呼称と目視による着座確認を行い発進時の車内転倒事故防止に努めます。

③ 乗務員研修

乗務員のスキルアップを図り事故防止に努めます。

④ 乗務員の健康管理

定期的な健康診断の受診と診断結果に基づき健康指導を行います。

⑤ 新型コロナウイルスなど感染対策

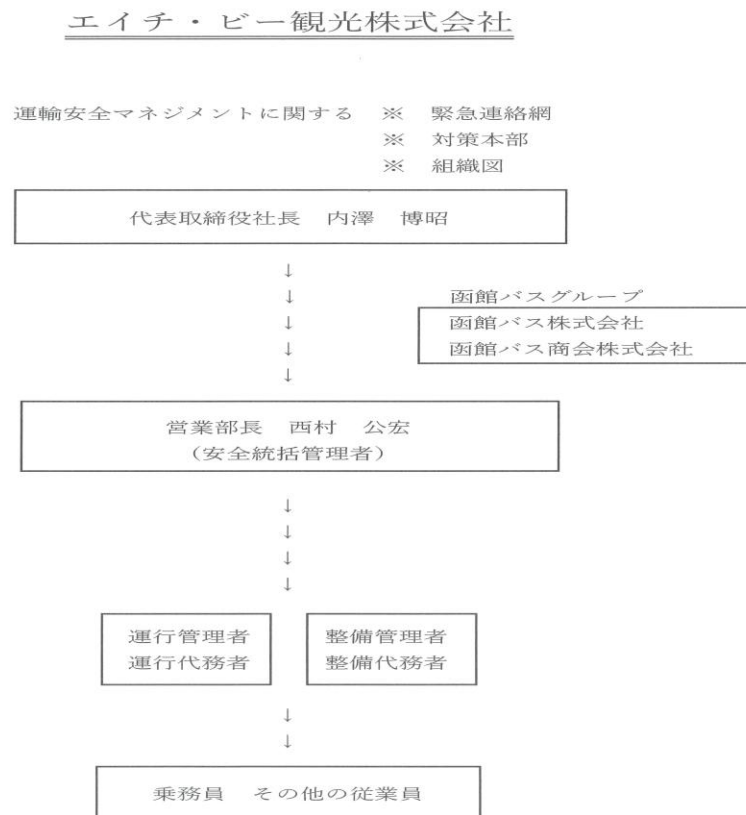
新型コロナウイルスなどの感染予防対策を継続します。

## 7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

下左図：輸送安全マネジメント組織体制図（輸送安全管理規定第8条4項）

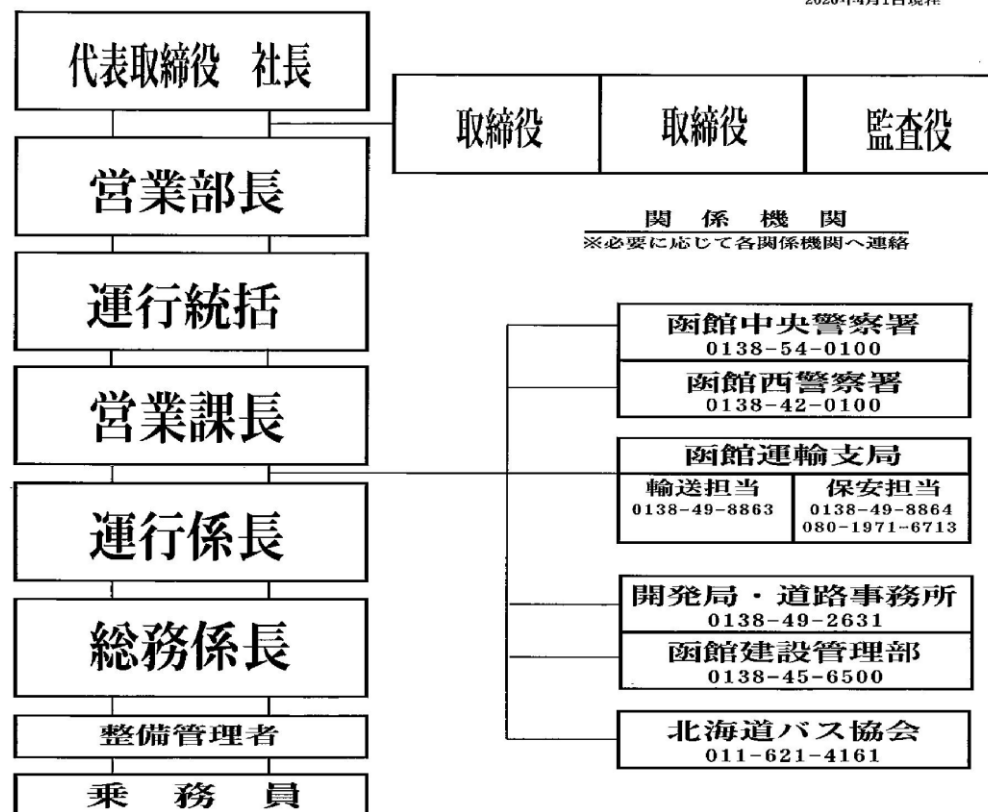
下右図：事故、災害時における緊急連絡体制（輸送安全管理規定第13条1項）

輸送安全マネジメント組織体制図



エイチ・ビー観光株式会社  
緊急連絡網

2020年4月1日現在



## 8. 輸送の安全に関する事故防止の取組みと教育及び研修の実施状況

---

- (1) 事故防止の取組み
  - ・ 函館バス株式会社と合同による火災及びバスジャック発生時の対応要領等について訓練を実施
  
- (2) 教育及び研修の実施状況
  - ・ 運転者研修の実施
  - ・ 乗務員の適性診断（一般、適齢）を対象者ごとに受診
  - ・ 運行管理者講習を2年毎に受講
  - ・ 整備管理者選任講習を2年毎に受講



## 9. 輸送の安全に係る内部監査の結果及び講じた措置

---

2026年2月17日～2月21日の間、管理部門などを対象に輸送の安全に関する内部監査を実施しました。

### 【監査結果と内容】

- ・安全管理体制の維持管理の留意点
- ・重点目標の実施確認
- ・重点目標の浸透状況
- ・安全統括管理者の役割 など

安全輸送を第一に考え運転者対策などの取組み姿勢が認められ、概ね適正であることを確認いたしました。

内部監査委員長

## 10. 安全統括管理者に係る情報

---

道路運送法第22条の2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

営業部長 西村 公宏